

学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

福島県立ふたば支援学校

福島県立ふたば支援学校（以下「本校」という。）は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が公布され、同年9月28日に施行された。

さらに、法第11条において、「文部科学大臣が、いじめ防止等のための基本的な方針を策定する」とこととされていることを受け、平成25年10月11日、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、本県・本校においては、震災により多くの児童生徒がこれまでとは違った生活を余儀なくされており、心の教育やいじめ防止のための取組の重要性が高まっている。いじめを生まないためにも、県全体・学校全体で児童生徒一人一人が、大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童生徒に自他の人権を守るために行動できる力を身に付けることが重要である。

福島県いじめ防止基本方針（令和4年9月15日一部改正 以下「県の基本方針」という。）を受け、本校児童生徒の尊厳を保持する目的の下、関係諸機関の連携し、学校におけるいじめの問題の克服のため「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、総合的かつ効果的に推進する。

いじめ防止対策基本理念

(1) いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。

(2) いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであるり、決して行ってはならないものであることを全ての児童生徒に認識させるとともに、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。

(3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服に取り組む。

1 いじめ防止等の対策のための組織

本校において組織的にいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に取り組むため、「いじめ対策委員会」を置く。

また、いじめに対しては、組織的に対応することに加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等に参加を求め、適切に対応する。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、学部主事、生徒指導部主任、養護教諭

(3) 組織の役割

- ① 学校基本法に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係わる情報の収集と記録共有、分析を行う役割
- ④ いじめの疑いに係わる情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

2 いじめ未然防止のための取組

- (1) いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、一人一人の障がいの状態や発達段階、特性を的確に把握し、児童生徒の不安や悩み、思いや願い等を的確にくみ取りながら、共感的な児童生徒理解に努め、全ての児童生徒を対象にいじめの未然防止に努める。
- (2) 児童生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切であるため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (4) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

3 いじめ早期発見のための取組

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い

ことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり無視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。

- (2) 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や生徒指導部・教育支援部等との連携を図り教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

4 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格に成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

5 重大事態の対処

- (1) 調査を要する重大事態

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたととき

ア 児童生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合 など

- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたととき

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

- (2) 重大事態の報告

- ① 県教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告する。

- (3) 調査を行う組織

学校が設置した「いじめ対策委員会」に適切な専門家を加えた組織又は学校の設置者（県教育委員会）が設置した調査組織において調査を行う。

ただし、構成委員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有する物がある場合には、そのものを除き、公平・中立性を確保する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ① いつ (いつ頃から)
- ② 誰から行われ
- ③ どのような態様であったか
- ④ いじめを生んだ背景事情
- ⑤ 児童生徒の人間関係にはどのような問題があったか
- ⑥ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

6 いじめ防止対策の年間計画

| 学期 | 月 | 学校いじめ対策取組内容 | 備 考 |
|-------------|----|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 一 学 期 | 4 | ・学校間・学年間の情報交換及び指導の記録の引き継ぎ ・基本方針及び指導計画等の策定と共通理解 ・保護者への「いじめ防止対策」に向けた取組説明及び啓発 | ・各学年・各学部 ・いじめ対策委員会 ・PTA総会 |
| | 5 | ・教職員による児童生徒の共通理解 ・施設職員・教職員による児童生徒の共通理解 ・学校行事(運動会)を活用した人間関係づくり | ・校内ケース会議 ・学校・施設ケース会議 ・小学部 |
| | 6 | ・児童生徒の様子把握 | ・各学級・各学年・各学部 |
| | 7 | ・一学期の生徒指導の振り返り | ・各学級・各学年・各学部 |
| 二 学 期 | 8 | ・いじめや教育相談等の研修参加 | ・全教職員対象 |
| | 9 | ・長期休業明けの児童生徒の様子把握 | ・各学級・各学年・各学部 |
| | 10 | ・いじめ調査の実施と活用 | ・いじめ対策委員会 |
| | 11 | ・学校行事(おおすげ祭)を活用した人間関係づくり | ・全学部合同 |
| 三 学 期 | 12 | ・施設職員・教職員による児童生徒の共通理解 ・二学期の生徒指導の振り返り | ・学校・施設ケース会議 ・各学級・各学年・各学部 |
| | 1 | ・長期休業明けの児童生徒の様子把握 | ・各学級・各学年・各学部 |
| 三 学 期 | 2 | ・指導記録の整理、進級学年への引き継ぎ資料の作成 | ・各学級・各学年・各学部 |
| | 3 | ・指導方針及び指導計画の点検・次年度の指導方針及び指導計画の作成 | ・いじめ対策委員会 |

- ※ 小中合同でのおおすげタイムを年4回実施し、小中高児童生徒の交流を深める。
- ※ 教育相談は随時実施する。
- ※ いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

7 評価と改善

- (1) 職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートを実施し計画・実行・評価・改善をくり返すことで、より実効性のある取組となるように努める。
- (2) 評価の結果を踏まえ、いじめに関する取組の検証を行い、基本方針の改善を図る。

重大事態への対応フロー図

